

- A県内のC町D小学校校長Eは、小学校3・4年生を対象として、総合的な学習の時間においてコンピュータの活用に関する学習を行おうと考え、コンピュータが得意な地域住民や保護者を地域学校協働本部を通じて募り、T2に入ってもらったこととした。

計20人がボランティアとして教室に入り指導に当たっていたところ、そのうち担任教諭Fのクラスにおいて、ボランティアである保護者Gに対し児童Hが反抗的な態度を取ったことから、かっとなった保護者Gが児童Hを殴り、児童Hは全治1カ月の打撲を負った。

A県教委、C町教委、校長E、教諭F、保護者Gはどのような法的責任を負うか。

**【解答】**

それぞれ以下の法的責任を負う可能性がある。

	行政責任	民事責任		刑事責任
	懲戒処分	民法	国家賠償法	刑法
A県教委				
C町教委				
校長E				
教諭F				
保護者G				

**【根拠となる法令等】**